

甘楽富岡地域定住自立圏の形成に関する協定の  
一部を変更する協定書

富岡市・南牧村

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を保有する。

令和8年3月19日

群馬県富岡市富岡1460番地1

甲 富岡市

富岡市長

榎本 義法

群馬県甘楽郡南牧村大字大日向1098番地

乙 南牧村

南牧村長

長谷川 最之

甘楽富岡地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

富岡市（以下「甲」という。）と南牧村（以下「乙」という。）とは、令和3年6月28日に締結した定住自立圏の形成に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

原協定別表第1中4(1)の表の次に次のように加える。

(2) 農業振興

取組内容	圏域内で引き続き持続可能な農業経営が実現されるよう、農業者の育成・支援の充実を図るため、甲及び乙が連携して事業に取り組む。
甲の役割	甲は、乙と連携し、農業者の育成・支援に必要な事業及び支援を行う。
乙の役割	乙は、甲と連携し、農業者の育成・支援に必要な事業及び支援を行う。

原協定別表第1中5を次のように改める。

(1) 一般廃棄物処理施設広域化の推進

取組内容	将来における圏域内一般廃棄物処理施設の統合・集約を目的とし、新たな一般廃棄物処理体制の整備に向けた取組を行う。
甲の役割	甲は、一般廃棄物処理等の広域化を推進するために、乙と連携し、広域処理体制を整備する。
乙の役割	乙は、一般廃棄物処理等の広域化を推進するために、甲と連携し、広域処理体制を整備する。

(2) 上水道事業における緊急時相互応援

取組内容	災害等の緊急事案が発生した場合、応援給水を行うため、甲及び乙が連携して事業に取り組む。
甲の役割	甲は、乙と連携し、災害等により水道水の供給が不能となった場合、応援給水に必要な事業及び支援を行う。
乙の役割	乙は、甲と連携し、災害等により水道水の供給が不能となった場合、応援給水に必要な事業及び支援を行う。